組合員紹介制度規定

（目 的）

第１条　この規定は、労働者協同組合ワーカーズコープちば（以下、「本法人」という。）における入職者を紹介した場合の奨励金について定める。

（奨励金の支給条件）

第２条　奨励金は、組合員（＝紹介者）が欠員の職場に新しく仲間を紹介し、入職後　試用期間（２か月）＋６か月＝計８か月　継続勤務した場合、紹介者に支払われます。（試用期間が前後した場合、その日数により継続勤務期間が変わります。）

２　　支払い条件として１項の合計勤務期間経過時、紹介者が在籍していなければならない。

３　紹介職場は、紹介者の職場とは限らず、本法人の他の職場でも可能とする。

（支給額）

第３条　１万円の報奨金（商品券）にて支払うものとする。

（規定の変更）

第４条　この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則　　この規定は、平成２９年　５月　１２日より施行する。

この規定は、２０２５年８年１８日に文章整理をおこない再提示する